

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	低炭素建築物新築等計画の認定		
根拠法令及び条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 平成24年 経済産業省 国土交通省 環境省 告示第119号「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準を定める件」に定められている基準に適合しているか審査を行う。		
審査基準 設定年月日	平成25年9月30日	審査基準 最終変更年月日	平成25年9月30日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	建築指導課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。